

過疎対策事業債について

平成29年4月10日(月)

総務省 自治財政局 財務調査課

過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域に指定された市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。充当率は100%であり、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

1 対象事業

| | | |
|---|---|--|
| 産業振興施設等 | <ul style="list-style-type: none"> ○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道及び市町村が管理する都道府県道並びに農道、林道・漁港施設・港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設 | 厚生施設等 <ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○保育所、児童館 ○認定こども園 ○市町村保健センター及び母子健康包括支援センター ○診療施設 ○簡易水道施設 |
| 交通通信施設 | <ul style="list-style-type: none"> ○市町村道及び市町村が管理する都道府県道・橋りょう ○農林道 ○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○除雪機械 | 教育文化施設 <ul style="list-style-type: none"> ○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅 ○市町村立の専修学校及び各種学校 ○図書館 ○公民館その他の集会施設 ○地域文化の振興等を図るための施設 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○自然エネルギーを利用するための施設 ○集落再編整備 | | |
| 過疎地域自立促進特別事業(いわゆるソフト対策事業) | ○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む) | |

※下線は平成29年4月1日より追加。

2 地方債計画額

平成29年度4, 500億円(対前年度(当初)300億円、7.1%増)
 平成28年度4, 200億円(当初)、4, 409億円(改定後)

○平成 29 年度地方債同意等基準運用要綱（抄）

平成 29 年 4 月 3 日
 総財地第 114 号・総財公第 45 号・総財務第 48 号
 各都道府県知事・各指定都市市長あて総務副大臣通知

第一 簡易協議等手続に関する事項

二 対象事業に関する事項

1 通常収支分

(一) 一般会計債

(6) 辺地及び過疎対策事業

- ア 辺地及び過疎対策事業については、地方債計画の計上額の範囲内において、同意等予定額を定めるものであること。
- イ 辺地対策事業債及び過疎対策事業債を充当し、公共施設等(地財法第 33 条の 5 の 8 に規定する公共施設等をいう。以下この項目において同じ。)を整備する場合には、公共施設等総合管理計画を踏まえ、所有する公共施設等の全体を把握した上で、更新・統合・長寿命化などの計画的な整備による財政負担の軽減・平準化及びその最適な配置の実現について、十分に検討すること。
- ウ 料金収入等により、元利償還費の相当部分を負担することが適当と認められるものは、対象とならないものであること。
- エ 次に掲げる経費については、辺地対策事業債及び過疎対策事業債(過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号。以下、「過疎法」という。)第 12 条第 1 項に定める経費に限る。)の対象に含まれるものであること。
- (ア) 都道府県、市町村、一部事務組合及び広域連合が実施する事業について、市町村が負担する場合の経費
- (イ) 農業協同組合、漁業協同組合等の公共的団体等(法人格を有するものに限る。)が実施する事業について、市町村が補助金の交付を行う等市町村が負担する場合の経費
- オ 施設の整備とは、新築のみならず、増築、改築、更新も含むものであり、耐震化に係る施設の増改築も対象事業に含まれるものであること。
- カ 地場産業の振興に資する施設、観光又はレクリエーションに関する施設及び農業(畜産業を含む。)、林業又は漁業の経営の近代化のための共同利用施設は、料金収入等による独立採算が困難と見込まれる施設(公営企業会計で実施する事業を除く。)を対象とするものであること。
- キ 電気通信に関する施設とは、難視聴解消若しくは地上デジタル放送対応のための放送局に係る施設の整備事業、無線システム普及支援事業として行う移動通信無線局に係る施設整備事業、その他の辺地の格差是正又は過疎地域の自立促進等のために必要な事業をいうものであること。
- ク 下水処理のための施設に係る起債対象事業費には、地域し尿処理施設の整備事業費、合併処理浄化槽の設置に係る市町村の補助金及び公共下水道幹線管渠等整備事業に係る市町村の負担金を含むものであること。
- ケ 消防施設とは、消防施設強化促進法(昭和 28 年法律第 87 号)第 1 条の規定に基づく消防の用に供する施設(庁舎を除く。)をいうものであること。
- コ 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)に基づく農業生産基盤保全管理・整備等事業(施設の維持管理事業を除く。)及び農業競争力強化基盤整備事業については、公共事業等債の対象事業となる事業が農業(畜産業を含む。)、林業又は漁業の経営の近代化のための施設として対象となるものであり、当該土地改良事業に係る地方公共団体の負担金については、「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」(平成 3 年 5 月 31 日付け農林水産省構造改善局長通知)において、地方公共団体が負担すべきとされている額を対象とするものであること。
- サ 辺地及び過疎対策事業のうち、辺地対策事業債の取扱いについては、上記のほか、次に掲げるところによるものであること。
- (ア) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条第 4 号に定める市町村道(道路法第 2 条第 2 項に定めるガードレール等の付属物、道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号)第 26 条に定める排水施設及び同令第

33条に定める融雪施設等その他の道路の附属物を含む。)については、原則として、辺地内の市町村道の新設、改築及び修繕事業を対象とするものであること。

(イ) 診療施設とは、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所、これらに従事する医師等の職員宿舎並びに診療の用に供するために必要な設備・備品等をいうものであること。

シ 辺地及び過疎対策事業のうち、過疎対策事業の取扱いについては、上記のほか、次に掲げるところによるものであること。

(ア) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅に係るもの、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第18条第2項の規定に基づき国の補助を受けて建設する賃貸住宅に係るものについては、対象とならないものであること。

(イ) 次に掲げる経費については、過疎対策事業(過疎法第12条第1項に定める経費に限る。)の対象とするものであること。

a 次の要件を備えた第三セクターが実施する事業について、市町村が補助金の交付を行う等市町村が負担する場合の経費

(a) 出資金額の過半を市町村が出資することとなる法人

(b) 出資金額の4分の3以上を市町村及び農業協同組合その他の営利を目的としない法人が出資することとなる法人

b 地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行うaの要件を備えた第三セクターに市町村が出資する場合の経費

(ウ) 商店街振興のために必要な共同利用施設とは、本来商店街の負担において実施すべき施設を除き、公共駐車場、歩行者空間の魅力を高める施設その他地域の商店街の振興のために必要な共同利用施設(共同店舗については、地方公共団体が公営企業として運営するものに限る。)をいうものであること。

(エ) 住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両のうち、総務省令で定める事業者の用に供するものとして整備する施設について、当該市町村が必要とする経費は、次に掲げるものを対象とするものであること。

a 市町村自らが行う地域鉄道の施設・設備に要する経費

b 地域鉄道事業者が行う施設・設備整備に対し、市町村が補助する場合の経費

(オ) 一般廃棄物処理施設とは、次に掲げる施設を対象とするものであること。

a し尿処理施設

廃棄物処理法第8条第1項に規定する施設(焼却式し尿処理施設は地域の特別な事情がある場合に限る。)

b ごみ処理施設

原則として、廃棄物処理法第8条第1項に規定するごみ処理施設及び埋立処分地施設(原則として、廃棄物処理法第9条の3第1項の規定に基づき都道府県知事等に届出された最終処分場に係る施設)をいうものであるが、地方公共団体の廃棄物処理計画上の必要等に応じ、廃棄物再生利用施設等の処理施設を含むものであること。なお、附属施設には、ごみ焼却発電等熱利用施設(主として自家消費を目的とする部分に限る。)が含まれるものであること。

c 清掃運搬施設等

し尿汲取車、ごみ運搬車、し尿運搬船、ごみ運搬船、残滓運搬車(船)並びに最終処分場で使用するブルドーザ及びコンパクタ等をいい、これらに係る電気自動車その他の低公害車も含まれるものであること。

(カ) 火葬場とは、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第7項に規定する「火葬場」を対象とするものであること。

(キ) 障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設とは、社会福祉施設整備事業債及び介護サービス事業債の対象となる施設のうち障害者又は障害児に関する施設を対象とするものであること。

(ク) 診療施設とは、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同法第1条の5第2項に規定する診療所、これらに従事する医師等の職員宿舎並びに診療の用に供するために必要な設備・備品等をいうものであること。

- (ケ) 専修学校及び各種学校とは、それぞれ、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校で、市町村が設置する施設、設備を対象とするものであること。
- (ク) 集落再編整備事業に係る住宅・宅地等の整備事業は、譲渡を予定しているものは、その性格上対象とならないものであること。なお、集落再編整備事業として空き屋を借り受けて整備する場合の増改築は対象事業に含まれるものであること。
- (カ) 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設とは、太陽光などの自然エネルギーの活用とその啓発的な取組を進めるため、庁舎や学校など、地域の中核となる公共・公用施設における自然エネルギーを活用する施設又は設備であること(売電を主たる目的とする場合を除く。)
- (キ) 過疎地域自立促進特別事業(いわゆるソフト分)については、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定められたものを対象とするものであり、基本的な考え方は、「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う過疎対策事業債(ソフト分)の取扱いについて(通知)」(平成22年4月22日付け総財務第143号総務大臣通知)によることとし、その他留意事項については、以下のとおりであること。
- a 地方財政措置の重複を避けるため、特別交付税の算定の対象外となること。
 - b 基金に積み立てた場合の活用については市町村計画に用途を明確にした上で、償還前の取崩しも可能であること。なお、資金については民間等資金であること。

※下線は今回過疎法改正により追加された部分。

関係都道府県市町村担当課
関係指定都市財政担当課
関係指定都市議会事務局 } 御中

総務省自治財政局財務調査課

過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴う過疎対策事業債（ソフト分）の取扱いについて（通知）

「過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令の一部を改正する省令」（平成24年総務省令第39号。以下「省令」という。）が本日公布及び施行されたところです。

省令の施行に基づく、過疎対策事業債（ソフト分）の取扱いについては下記のとおりとなりますので、各地方公共団体におかれましては、適切に対処されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内の関係市町村及び関係市町村の議会に対しても、その趣旨を十分お伝えいただくようお願いいたします。

記

1. 過疎対策事業債（ソフト分）の額の算定について

過疎地域の市町村における地域の実情に応じた主体的な取組を支援するため、財政力指数が0.56以下の市町村に限り、過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額（以下「発行限度額」という。）については、従前の算定方法に以下の方法を追加することとし、運用の弾力化を図ります。

(1) 従前の算定方法により算定した額（以下「基本限度額」という。）に1を乗じて得た額を限度として、総務大臣が定める額を加算した額とします。

(2) (1)の総務大臣が定める額は、次の(ア)の額が(イ)の額を超えることのない範囲内で定めるとします。

(ア) 当該年度における各市町村の過疎対策事業債（ソフト分）の要望額の合算額

(イ) 当該年度における各市町村の基本限度額の合算額

2. 総務大臣が定める額等について

(1) 対象事業

地域の実情に応じた主体的な取組を支援する運用の弾力化であるため、次に掲げる経費を除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象とするものとします。

- ・市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
- ・生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
- ・地方債の元利償還に要する経費

ただし、当該年度において具体の事業が実施されることを前提としていることから、基金への積立については、対象外とします。

(2) 地方債計画との関係

本運用については、地方債計画の計上額の範囲内での運用となることから、過疎対策事

業債全体の要望状況を踏まえ、必要に応じて市町村の財政力指数を勘案し、同意等を行うこととします。

同意等の際に、個々の事業内容を考慮することはありません。

(3) 総務大臣が定める額

次の手順で、年間の過疎対策事業債全体の発行予定額の調査に併せて、基本限度額を超える過疎対策事業債（ソフト分）の要望額の照会を行い、額を確定することとします。

- ① 年度当初に簡易協議に係る1次分の同意等予定額の照会の段階での年間の発行予定額を確認するための調査と併せて、要望額の照会を行います。
- ② 再度、年間の発行予定額を的確に把握するための調査（9月を目途）と併せて、要望額の照会を行います。
- ③ ②の結果に基づき、上記1. (2)及び2. (2)の状況を確認の上、発行可能見込額（以下「見込額」という。）を関係都道府県に連絡します。
- ④ 関係都道府県へ連絡する見込額は、簡易協議に係る2次分の起債予定額一覧表に反映し提出頂いた上で、地方債同意等予定額通知をもって、総務大臣が定める額とします。

※ 本運用は、地方債計画の計上額の範囲内での運用となることから、④以前に基本限度額を超える過疎対策事業債（ソフト分）が届出された場合は、基本限度額分については、同意相当としますが、基本限度額を超える分については、同意することとなると認められる状態に至っていない地方債として通知します。

3. その他

今般の運用も含め、過疎対策事業債の更なる有効活用を図る観点から、過疎対策事業債の起債予定額の提出及び届出にあたっては、可能な限り不用額が生じないよう、都道府県及び市町村において事業の進捗状況等に留意してください。

また、2における年間の発行予定額の調査においても、年間の事業費を的確に把握の上、提出するようお願いいたします。

【担当】

総務省自治財政局
財務調査課助成係 逢坂、宮崎
TEL：03-5253-5648